

豊山学報・第六六号
弘法大師御生誕千二百五十年
記念特別号 抜刷
令和五年三月発行
真言宗豊山派総合研究院

『護法真言』と『吠室囉末那儀軌』の
関係性についての再考察

石井(田中)正稔

『護法真言』と『吠室囉末那儀軌』の関係性についての再考察

石井（田中）正稔

一、はじめに

『護法真言（北方毘沙門天王隨軍護法真言）⁽¹⁾』は、不空仮託毘沙門天經軌類に属しており、入唐僧の円行（七七九～八五二）によって請来されている⁽³⁾。

当該文献中には、画像法・作壇法・成就法といった内容が説かれ、密教儀軌としての要素が含まれている一方で、異様且つ乱雑な箇所が内容中に散見しており、不空の名を借りて中国で編纂された可能性が極めて高い文献ともいえるよう⁽⁴⁾。

以上の性格を持つ『護法真言』には、説かれている内容に関して類似する文献がいくつか存在する。それらの中で、特に般若斫羯囉（生没年不詳）訳『吠室囉末那儀軌』⁽⁵⁾との関係性については、拙稿⁽⁶⁾において取り上げてきたが、不十分な考察且つ、いくつかの課題も保留された状態である。

そこで、本稿では、改めて『護法真言』と『吠室囉末那儀軌』の関係性に注目し、再検証を加えていき、両文献の関係性および『護法真言』の全体像を可能な限り把握していくことを目的とする。

二、『護法真言』について

『護法真言』内容構成表

No.	主内容						項目 No.	概要
5	成就法②						5	成就法（四四種）
4	作壇法		3	成就法①			4'-2	呪師への功德（金銭授与）
		4'-1		2'-1	2'-2	2'-1	作壇法	
			3	成就法（二種）				毘沙門天（神）現身法
				壇の作成と供養				畫像法
				呪の受持法				呪文
				呪の説示			1	
				成就法②				該当頁（大正二一、No.二二四八）
				成就法①				二二五頁中二九〜下八
				成就法②				二二五頁下九〜二二六上一
				成就法①				二二六頁上二〇〜二二七頁中八
				成就法②				二二六頁上六〜二〇

7		6		
『護法真言』の功德 得益		印契の説示		
7'-2	7'-1	6'-3	6'-2	6'-1
讚天王の頌	供養と解穢陀羅尼	吉祥天女印	根本印	諸法の印
二二七頁中一九〜二九		二二七頁中八〜一九		

○構成と内容

『護法真言』は、大正蔵一頁半程度の短編で、章或いは品などで区切られてなく、ほぼ散文のみで構成されている。また、内容に関しては、凡そ七つに分類することが可能である(筆者の判断)。※右頁の内容構成表を参照

先にも述べている通り、当該文献の内容中には、「呪の説示・呪の受持法(畫像法)・作壇法・成就法・印契の説示」が説かれており、密教儀軌の要素を充分に含んでいるといえよう。

また、成就法(①/②)では、供物を加持して捧げて手法する現世利益が記されていることから初期密教的な要素も含まれている。

しかし、文献の構造上において、成就法の不自然な区切り、二回の作壇等の異様な部分や乱雑な箇所もみられ、中国において不空の名を借りて編纂された文献と判断する。⁽⁷⁾

『護法真言』の翻訳者表記箇所には、「特進試鴻臚卿大興善寺三藏沙門大廣智不空別行翻譯不入正經」⁽⁸⁾と記さ

れている。この記述から『護法真言』は、基となる文献（経軌類）から、別本として編纂（編輯）された文献「抄本」ということになる。そして、基となる文献に関しては、次に取り上げる『吠室囉末那儀軌』が何らかの影響を与えていると思われる。

三、『吠室囉末那儀軌』について

『吠室囉末那儀軌』は、「畫像品」「作壇場品」「結界品」「手印品」「護身品」「廣大啓請品」「求使者品」「説天王真言品」「求一切利益品」という九つの章品から構成されている。

※詳細は内容構成表を参照

『吠室囉末那儀軌』内容構成表

2		1		No.
「作壇場品」第二		「畫像品」第一		章品名
2'-2	2'-1	1'-2	1'-1	項目 No.
呪師への功德（金錢授与）	作壇法	畫像法	匠（絵師）への所作	章品の概要
二一九頁下二六～二〇	二一九頁下三～一六	二一九頁中二四～下二	二一九頁中二〇～二四	該当頁（大正二一、No.二四八）

7			6	5	4	3		
「求使者品」第七			「廣大啓請品」第六	「護身品」第五	「手印品」第四	「結界品」第三		
7'-3	7'-2	7'-1	6'-1	5	4	3'-3	3'-2	3'-1
・使者を呼召する呪（九道の陀羅尼） ・呼召及び使役法の補足	二十八使者の名称と特性	鬼神（使者）の呼召及び使役法	・呪の説示 ・諸作法	・護身の所作 ・呪の説示（天王の身呪）	九種の印契	五方葉叉の功德	呪の説示（心呪）	結界の所作
二二二頁中九〜下五	二二二頁上五〜中八	二二〇頁下二五〜二二二頁上五	二二〇頁下四〜下二四	二二〇頁中二四〜下三	二二〇頁上一三〜中二三	二二〇頁上八〜一二	二二〇頁上六〜七	二一九頁下二二〜二二〇頁上五

当該儀軌について、『御請来目録』では「或ハ近^ク譯^{シテ}未^レ傳^ヘ此^ノ問^ニ。或ハ舊^ク譯^ノ名^ハ來^テ實^闕ケタリ。古人ノ所

9		8					
「求一切利益品」第九		「説天王真言品」第八					
9'-2	9'-1	8'-6	8'-5	8'-4	8'-3	8'-2	8'-1
印契の説示	成就法（五八種）	<ul style="list-style-type: none"> ・真言の説示（心真言）と功德 ・呪の説示（心中心呪）と功德 ・陀羅尼の説示（降魔陀羅尼）と功德 	<ul style="list-style-type: none"> ・真言の説示（多聞天王の大明心真言）と功德 ・天王（多聞天）の現身法 	<ul style="list-style-type: none"> ・印契の説示 ・真言の説示（叉夜叉女使者の真言）と功德 	真言の説示（使者の真言）と功德	<ul style="list-style-type: none"> ・真言の説示（身真言） ・諸作法 ・真言の功德 	<ul style="list-style-type: none"> ・真言の説示（心真言） ・根本印の説示 ・真言の説示（別の心真言）
二二二四頁中二六〜下二	二二二頁下五〜二二四頁中二五	二二二頁中一二〜下四	二二二頁上二五〜中一一	二二二頁上一九〜二四	二二二頁上一二〜上二八	二二二頁下一九〜二二三頁上一一	二二二頁下六〜下一八

レ未^レ傳^ハ略^キ在^リ三^ニ斯^ノ中^ニと記され、旧訳に分類されている。

儀軌の内容中には、初期密教的な要素が充分に含まれており、密教儀軌として疑う余地はないが、その他に中国思想的要素も散見している。また、『貞元録』等の經典目録中に儀軌の名称が確認できないことや、先にも述べた儀軌名に関する指摘(脚注五)も含め、『呖室囉末那儀軌』は、中国編纂の儀軌という考えが妥当であろう。

四、対応箇所再比較

以上、『護法真言』並びに『呖室囉末那儀軌』における、それぞれの概要と性格について確認してきた。これら二つの文献(儀軌)について、『佛書解説大辞典』中の『呖室囉末那儀軌』の項によれば、中国思想と密教思想を融合する目的で、『陀羅尼集経』や『護法真言』等を融合して、唐代において編纂されたと記されている。つまり、『呖室囉末那儀軌』は、『護法真言』を基に、他の文献(『陀羅尼集経』等)と融合し増広され編纂されたという見解が示されているが、それぞれの文献は、前項において指摘したように、中国編纂が非常に濃厚で、訳者や成立年代など明確にされていない部分も存在し多数の課題が散見している⁽¹¹⁾。

そこで、本稿の「はじめに」で述べているが、二つの文献(儀軌)を考察し、関係性を拙稿にて論じている。具体的な方法として、『護法真言』中に説かれている(畫像法/作壇法/成就法①・②)と『呖室囉末那儀軌』「畫像品」中の畫像法/作壇上品」中の作壇法/・「求一切利益品」中の成就法と、それぞれ対応しており、それらの対応箇所を取り上げ主に比較検証を試みてきた。

しかし、『護法真言』および『呖室囉末那儀軌』に関して、あくまで対応する箇所のみ取り上げ、全体的な

考察が不十分である。本項では、前回比較を試みた対応箇所を確認しつつ、拙稿において取り上げきれない部分を対照として範囲を広げ更なる検証を加えていく。

四・一、畫像法と「畫像品」

まず、『護法真言』中の畫像法と『吠室囉末那儀軌』「畫像品」をそれぞれ確認していく。拙稿では、説かれている尊容の比較検証のみに留まっており、本稿では、それぞれの前後の文脈を含み、畫像法と「畫像品」全体の比較考察を試みていく。

『護法真言』中「呪の受持法（畫像法）」（大正No.一二四八、二三五頁下）

若行者受持此呪者。先須畫像。①於彩色中並不得和膠。於白氎上畫一毘沙門神。②七寶莊嚴衣甲。左手執戟稍。右手托腰上。其神脚下作二夜叉鬼。身並作黑色。其毘沙門面。作甚可畏形惡眼視一切鬼神勢。③其塔奉釋迦牟尼佛。④教汝若領天兵守界擁護國土。何護吾法。即擁遣第三子那吒捧行莫離其側。汝眼毒惡恐損衆生

『吠室囉末那儀軌』「畫像品」（大正No.一二四六、二九頁中）

若有善男子善女人。受持此陀羅尼者。先須畫像。其畫像時。①彩色中輒不得著皮膠。唯用香汁。②白月一日請匠清潔澡浴持齋受八戒。出入時須三具衣。若上廁卽香湯沐浴。亦莫論手功多少。③便取細白氎。若無白氎好細絹亦得。一丈五尺。畫天王。④身著七寶金剛莊嚴鉀胄。其左手執三叉戟右手托腰又一本左手捧塔其脚下踏三夜叉鬼。中央名地天亦名歡喜天。左邊名毘藍婆。右邊名毘藍婆。其天王面作可畏。猛形怒眼滿開。

⑤其右辺畫五太子及両部夜叉羅刹眷属。左辺畫五行道天女及妻等眷属。廣如大經説

(※番号は筆者が付与。以降も同じ)

両文献とも、受持法(『護法真言』では前に説かれている呪、『吠室囉末那儀軌』では陀羅尼⁽¹²⁾)の一環として、畫像法がそれぞれ次のように展開していく。

『護法真言』では、「①用いる顔料と画布↓②毘沙門天の尊容↓③捧げる塔↓④那吒の功德」という順序で説かれていく。

対して『吠室囉末那儀軌』では、「①用いる顔料↓②絵師への諸作↓③画布↓④毘沙門天の尊容↓⑤眷属」という、『護法真言』と同様な順序で内容が展開していくが、「②絵師への諸作」を含む経文中から、より詳細な内容が説かれている。両文献中で説かれている尊容については、次の表において分類した通りである。

毘沙門天の尊容

持物	格好	
左手…戟稍 右手…腰の上に托す 左手に戟稍を執り、右手を腰の上に托す	七寶で莊嚴された衣甲(鎧)	『護法真言』畫像法
左手…三叉戟(別本、左手…捧塔) 右手…腰に托す 其の左手に三叉戟を執り、右手は腰に託す(又一本には左手に塔を捧げる)	身に七宝金剛莊嚴の甲冑を着る	『吠室囉末那儀軌』畫像品

眷属	身体	足下
<p>〃</p>	<p>顔…畏形の悪眼 身を黒色に作り、毘沙門の面、甚だ畏形の悪眼で一切の鬼神を視る勢い</p>	<p>二夜叉鬼（身体は黒色） 脚下には二夜叉鬼を踏む（身を黒色にする）</p>
	<p>其の天王の面は畏る可き猛形に作し、眼を怒らし満ち開く</p>	<p>三夜叉鬼 中央…地天（歓喜天） 左辺…尼藍婆 右辺…毘藍婆 脚の下に三夜叉鬼を踏む、中央を地天（亦歓喜天）、左辺を尼藍婆、右辺を毘藍婆という</p>
<p>其の右辺に五の太子及び両部夜叉羅刹眷属を画き、左辺に五行道天女及び妻等の眷属を画く</p>	<p>右辺…五太子、両部夜叉羅刹眷属 左辺…五行道天女及び妻などの眷属</p>	

両文献を比較すると、概ね同様な容姿の毘沙門天が説かれているが、足下に関して、『護法真言』では二夜叉鬼を踏むタイプ、一方の『吠室囉末那儀軌』では、三夜叉鬼を踏むタイプの尊容が説かれている。⁽¹³⁾更に、『吠室囉末那儀軌』は、毘沙門天の眷属についても記されている。

四・二、作壇法と「作壇場品」

次に、両文献中に説かれている作壇法について取り上げていくが、前項（四・一）と同様に作壇法のみを検証

に留まつており、總体的な角度からの再考察を試みていく。

『護法真言』中「作壇法」（大正No.二二四八、二二六頁上）

①又法於白月十五日作壇。於像前作八肘。②牛糞塗地了。取香泥重塗了。以五色畫作三重院。③其壇內於中畫一大輪。四角拔折羅十字安之。第二院內。東面畫作一火珠光焰火出。南面畫三股。又西面畫一龍口中並出蓮華。北面畫一大縲。第三院中東面更畫師子。南面畫龍王。西面畫孔雀王鳥。北面畫羅刹手拄棒立地。壇四角各安香水瓶。內著雜菓楊枝。④呪師洗浴著新淨衣。於像前設種種飲食供養。即誦呪取呵梨勒一顆。一呪一遍投火中燒之。滿一百八遍。⑤從今已後。每日送一錠金與呪師永無乏少。若得此物即須用盡。不得留著。⑥又法呪蘇蜜及菓子。一百八遍火中燒之。一切諸天皆大歡喜擁護呪師

『吠室囉末那儀軌』「作壇場品」（大正No.二二四六、二二九頁下）

若欲作壇時。①白月初一日起首作。八肘亦六肘八寸此是方壇。②即簡勝地深掘一丈。出骨瓦石等惡物。別處取淨土堅築平正。③乾已後便取黃土細攪。和白檀香末泥壇。削刮如鏡面即取米粉染五色。畫克壇上作三隔院。④當中央画一金剛火焰輪又一本云畫一火珠光焰上出四角頭各各畫十字形拔折羅。第二院中央畫火珠光焰上出。東南面画三叉鉗戟西南面畫一君遲。瓶口中著蓮華。西北面畫一大螺。第三院中東面畫師子王。南面畫龍王。西面畫孔雀王。北面畫夜叉王拄杖立地。又壇四角各各著一香水瓶。其瓶口中著雜菓菓子及花葉等。⑤然後呪師洗浴著新淨衣。於天王像前設種種香花飲食。供養訖呪詞梨勒一百八顆。呪一顆火中燒滿。⑥即每日送金一錠。與呪師無所乏少。若得金時。即日盡用供養三宝及貧兒。莫生慳吝心

『護法真言』では、「①作壇の日時／場所／寸法↓②用いる材料と作壇↓③配置（第一院／第二院／第三院／四角）↓④壇供養↓⑤呪師への金銭授与↓⑥呪師の擁護」、一方の『吠室囉末那儀軌』では、「①作壇の日時／寸法↓②場所の選定↓③用いる材料と作壇↓④配置（第一院／第二院／第三院／四角）↓⑤壇供養↓⑥呪師への金銭授与」という順序で、それぞれの作壇法が展開していく。

両文献とも同様な流れで作壇法が展開し、対応関係にあるといえよう。『吠室囉末那儀軌』では、「②場所の選定」として、壇を作る場所および諸作法が記されているが、『護法真言』では像の前に壇を作ると説かれている。また、作壇の方法に関しても、『護法真言』では、「牛糞塗地了。取香泥重塗了。以五色畫作三重院⁽¹⁴⁾」と簡略な内容に対して、『吠室囉末那儀軌』では「乾已後便取黄土細羅。和白檀香末泥壇。削刮如鏡面即取米粉染五色。畫克壇上作三隔院⁽¹⁵⁾」と、用いる材料の使い方、五色線の素材についても言及されている。

さて、両文献中作壇法の対応箇所について再比較を試みてきたが、もう一つ、『護法真言』中には、呪の受持法の一つとして、作壇（壇の作成と供養）が次のように説かれている。

『護法真言』中「呪の受持法（壇の作成と供養）」（大正No.二二四八、二二五頁下）

爾時行者。若誦此呪時。就好地。勿使有穢惡之處。極令淨潔取牛糞塗地。即以香泥塗之。散種種花燒香供養。行者上下衣服。並須清淨一上廁一洗浴。白月十五日夜。起首對像前。誦呪滿十萬遍訖。然後更取香泥復塗壇上。更取上妙好花散壇中。設種種飲食。

（※傍線は筆者が付与。以降も同じ）

傍線部は、場所の選定と素材（牛糞・香泥）を用いて壇を作るという、非常に簡略的な作壇法が説かれている。そしてこの箇所は、『吠室囉末那儀軌』「作壇場品」の「②場所の選定」と対応している。

尚、両文献中に説かれている作壇法は次の表の通りである。
作壇法で説かれる壇

作壇	素材	場所	形／寸法	日時		
塗る 牛糞を地に塗り、香泥を之に	浄潔の牛糞／香泥	好地（穢悪の所は使わない）			壇の作成と供養	『護法真言』
取って塗り重ねて、五色で三重院を画く	牛糞／香泥	像前	八肘	白月十五日	作壇法	
乾かした後に黄土を細かくして白檀香末と混ぜて壇に塗り、形を整え鏡面のようにする。五色に染めた米粉の五色を用いて壇上に三隔院を画く	黄土／白檀香／米粉	勝地（勝地を選んで深く掘り、骨瓦等の悪物が出たら別の場所を掘り、浄き土を堅く築いて平にする）	方壇／八肘亦六肘八寸	白月初一日	「作壇場品」	『吠室囉末那儀軌』

配置										
	第三院				第二院				第一院	
壇角	北	西	南	東	北	西	南	東	四角	中央
香水瓶	羅刹手拄棒立地	孔雀王鳥	龍王	師子	大螺	龍口（中から蓮華を出す）	三股	火珠（光焰から火を出す）	拔折羅十字	大輪
香水瓶（瓶口の中に雑軽菓子及び花葉等を著く）	夜叉王拄杖立地	孔雀王	龍王	師子王	西北	西南	東南	北東	十字形拔折羅	金剛火焰輪
					大螺	君遲（瓶口の中に蓮華を著く）	三叉鉞戟	火珠（上から光焰を出す）		

両文献中で説かれている作壇法を比較し、特段異なっている箇所は見出せないが、壇の種類について、『吠室囉末那儀軌』では「方壇」と記されている。

また、壇内の第二院ついて、『護法真言』では「東・南・西・北」、一方の『吠室囉末那儀軌』では「北東・南東・西南・西北」と配置箇所が異なっている。

以上、両文献の作壇法についての比較考察を試みてきたが、『吠室囉末那儀軌』「畫像品」と同様に、「作壇場品」中においても詳細な内容が説かれていることが確認できた。そして、再考察を加えた結果、『護法真言』中の「呪の受持法（壇の作成と供養）」および「作壇法」が、『吠室囉末那儀軌』「作壇場品」と対応関係にあるといえよう。

四・三、成就法①/②と「求一切利益品」

最後に、『護法真言』中成就法①・②と『吠室囉末那儀軌』「求一切利益品」について取り上げ、再考察をおこなっていく。両文献とも様々な成就法（現世利益）が多数に渡って説かれ、いくつかに分類することができる。『護法真言』中「成就法①/②」を確認していくが、四六種の成就法が説かれており、主に次の六つの項目に分類される。

『護法真言』

- ・ 愛敬の成就法 二種
- ・ 敬愛に関わる成就法 二種
- ・ 增益に関わる成就法 三種
- ・ 息災に関わる成就法（擁護、厄難消除、病氣平癒、隠形など） 二七種
- ・ 調伏に関わる成就法（降伏、怨敵退散など） 七種

・その他に関わる成就法（増益、降雨／止雨、鉤招）

五種

一方の『吠室囉末那儀軌』「求一切利益品」に関しては、五八種の成就法が説かれており、次の四つの項目に分類が可能である。

『吠室囉末那儀軌』

・敬愛に関わる成就法（敬愛）

六種

・調伏に関わる成就法（降伏、怨敵退散など）

六種

・息災に関わる成就法（病氣平癒、擁護）

二八種

・その他の成就法（降雨／止雨、救済など）

一八種

成就法の比較考察は、拙稿において既に取り上げており、また膨大かつ至極困難の為、本稿では割愛する。要点のみを取り上げるならば、両文献中の成就法全てが、供物を加持して捧げる手法に則った現世利益が説かれている。また、異なつた漢字の表記や捧げる供物に若干の違いがみられるが、同様な内容が展開している。その他、対応している成就法に関して、略している部分や幾つかの成就法を合わせて説いている箇所が、『護法真言』中には散見している。そして、両文献の最後には、これまでの成就法に用いる印契について説かれている。

『護法真言』中「印契の説示」（大正No.二二四八、二二七頁中）

印相二小指相鉤。二無名指向外直豎。二中指二頭指反相叉。二大母指向外直豎。手掌背合即是其印。如前

所説一一諸法。皆用此印即得成就

『吠室囉末那儀軌』「求一切利益品」中印契の説示(大正No.二二四六、二二四頁中・下)

上來一切作法術中。未説手印法所以今時特説印法以兩手中二小指相鉤二無名指向外直豎。二中指二頭指反相叉。二大母指向外直豎手掌相背。此一色印通用如上所説作法 術處也

傍線で示した部分が該当する箇所である。『護法真言』では「印相は二小指を相鉤して、二無名指を外に向けて直すぐ豎てる。二中指と二頭指を反りて相叉し、二大母指を外に向けて直すぐ豎てる。手掌の背を合せ、即ち是の其の印なり」、『吠室囉末那儀軌』では「今時特に印法を説かん。兩手の二小指を以て相鉤して、二無名指は外に向けて直く豎て、二中指二頭指は反て相叉し、二大母指は外に向けて直く豎つ、手掌相背す」という対応する印契が説かれている。前後の文脈に差異は見られるが、両文献とも同じ内容が展開している。

この後、『護法真言』では、根本印・吉祥天女印という二種の印契⁽¹⁶⁾が説かれていくが、『吠室囉末那儀軌』「求一切利益品」は先述の印契を説いて終わる。⁽¹⁷⁾

五、両文献の関係性についての再考

改めて、『護法真言』と『吠室囉末那儀軌』の関係性について考察していく。本稿では、両文献の対応箇所として、『護法真言』中の「畫像法」／「作壇法」／「成就法(①②)」と、『吠室囉末那儀軌』「畫像品」「作壇場品」「求一切成就法品」を取り上げ、それぞれの比較検証を試みてきた。そして、ほぼ対応関係にあることが確認できた。その中で、両文献の構造内容表も提示し、比較してみると、『吠室囉末那儀軌』は各章品ごとに内容が展開

し非常に構成が整えられている。一方で『護法真言』は、章品等で区切られてなく、はじめから散文で構成されている。また、『護法真言』中の成就法①／②の間に、作壇法が説かれているなど乱雑な箇所も経文中に目立つ。抑、第二節において指摘したように『護法真言』が抄本として成立した可能性が非常に高く、当該文献を基にして『吠室囉末那儀軌』が成立したという指摘は些か無理があると考ええる。

そして、『護法真言』は『吠室囉末那儀軌』から抜粋され編纂されたという筆者の指摘については、『護法真言』の初めには、長文の呪(陀羅尼)が説かれている。この呪から内容が展開しており、当該文献の核といっても過言ではない。しかし、『吠室囉末那儀軌』中には、これに対応する呪が説かれてなく、あくまで儀軌全体を陀羅尼として示しており、以上のことを含み、また先にも述べた文献の構造や内容的に鑑みても、『護法真言』は『吠室囉末那儀軌』から単に抜粋したとは考えにくい部分もみられる。

判断材料としては非常に乏しいが、『護法真言』中の畫像法において、経文中に「其塔奉釋迦牟尼佛」という、塔について説いた場面があり、これは毘沙門天が捧げる塔に関する記述と考えられる(③捧げる塔)。しかし、尊容については「左手に戟稍、右手を腰に置く」と説かれ、また前後の文脈にも塔と関係する記述も見出せず矛盾が生じる経文である。当初は単なる誤表記と判断し、その旨を指摘したが、改めて『吠室囉末那儀軌』「畫像品」と比較してみれば、当該儀軌中には、「又一本左手捧塔」として、宝塔を捧げる尊容が説かれた一本(別本)が存在することが記されている⁽¹⁹⁾。推測の枠を出ないが、『吠室囉末那儀軌』を含む別本を基に、『護法真言』は編纂された可能性も考慮できるが、これ以上の言及は控える。

六、まとめ

以上、本稿においては、対応箇所を再考ということで『護法真言』中の「畫像法」／「作壇法」／「成就法」①・②と、『吠室囉末那儀軌』「畫像品」「作壇場品」「求一切成就法品」を取り上げ、それぞれの比較検証を試みってきた。

両文献の対応箇所を検討してきたが、『吠室囉末那儀軌』は、『護法真言』よりも構成が整えられ、内容もより詳細に説かれていることが改めて確認できた。拙稿においては、以上の結果を踏まえ、『護法真言』は、『吠室囉末那儀軌』から抜粋、編纂された可能性を指摘した。

『吠室囉末那儀軌』が先で、後に『護法真言』が成立したという意見に対する疑問の余地はない。しかし、本稿での再考を踏まえるならば、『護法真言』は、『吠室囉末那儀軌』から抜粋され編纂された可能性という意見は、些か強引な手法で結論付けた印象を受ける。

特に拙稿では、あくまで対照する箇所（『吠室囉末那儀軌』「畫像品」では毘沙門天の尊容、「作壇場品」では作壇法、「求一切成就法品」では成就法）のみの比較に留意していたこと、また『護法真言』に関しても、一部のみを取り上げ、文献の全体を把握できていなかったことが要因となり、考察が不十分であったと痛感する。

そして、改めて考察してきたことで、『吠室囉末那儀軌』では、宝塔を捧げる尊容が説かれた一本（別本）の存在が記されていること、一方で『護法真言』では、左手を腰に置くと説いているにも関わらず、捧げている宝塔に関する記述がみられ、また『護法真言』の初めに説かれている呪文（陀羅尼）が『吠室囉末那儀軌』には説かれていないことを含み、文献の構造や内容的に鑑みても、単に抜粋したとは考えにくい部分を見出すことができた。以上のことから、『吠室囉末那儀軌』を含む別本を基に『護法真言』が編纂されたという可能性を新しく提示したいが、その別本を含む関係資料があまりにも乏しいのが現状である。更に、本稿では取り上げないが、『護法真言』と同様な内容が説かれている文献も散見している。そういった資料の調査を含み、引き

続き『護法真言』の全体像を浮き彫りにしていくことを今後の課題として取り組んでいく。

註

(1) 大正蔵二二、No.二二四八。※大蔵経の原本として、長谷寺所蔵の版本(『享和儀軌』収録)が用いられている。尚、国訳経系(大蔵経/一切経/密教/秘密儀軌など)には未収録であり、当該文献の書き下しもされていない。

(2) 不空三蔵(七〇五〇七七四) 訳として伝わっているが、『表制集(代宗朝贈司大辨正廣智三蔵和上表制集)』(大正五二、No.二二二〇) 或いは『貞元録(貞元新定釋教目錄)』(大正五五、No.二二五四) 等の經典目錄類に名称が確認できない経軌類を定義とし、次の五本が属しているといえよう。

①『北方毘沙門天王隨軍護法儀軌』一卷(大正二二、No.二二四七) / ②『北方毘沙門天王隨軍護法真言』一卷(大正二二、No.二二四八) / ③『毘沙門儀軌』一卷(大正二二、No.二二四九) / ④『北方毘沙門多聞寶藏天王神妙陀羅尼別行儀軌』一卷(大正二二、No.二二五〇) / ⑤『北方毘沙門天王真言法』一卷

※①④は大蔵経(大正・縮刷・中続等)に収録。⑤は目錄に名称のみが確認でき、安然(八四一〜八八九)の『八家秘録(諸阿闍梨真言密教部類總録)』(大正五五、No.二二七六)によれば、最澄(七六七〜八二二)・円仁(七九四〜八六四)がそれぞれ請求していることが記されている。最澄の『傳教大師將來越州録』(大正五五、No.二一六〇)では確認できないが、円仁の『大唐新求聖教目錄』(大正五五、No.二二六七)では「北方毘沙門天王真言法一卷不空(大正No.二二六七、一〇八〇頁下)」と記されている。

これらの所謂「不空仮託の毘沙門天経軌類」を研究することによって、日本の毘沙門天信仰や次第類に与えてきた影響を明確にすることができると考えられる。

(3) 円行の『靈巖寺和尚請來法門道具等目錄』(大正五五、No.二二六四)の他、安然の『八家秘録』中にも「北方毘沙門天王隨軍護法真言一卷不空行(大正No.二二七六、一一二七頁中段)」と、当該文献の名称が記されており、円行が請求していることが確認できる。

(4) 『護法真言』の詳細な内容については、佛教文化学会第三二回学術大会において、『北方隨軍護法真言』について」という題目で発表をおこなない、『佛教文化学会紀要』第三二号に論文を投稿予定である。

(5) 正式名…『摩訶吠室囉末那野提婆喝囉闍陀羅尼儀軌』一卷(大正二一、No.一二四六)。

儀軌名は、サンスクリット語の音写で Mahāvaiśrava-devakarajadhara」といった原語が予想される。
当該儀軌の名称に関して田中公明氏は、

Mahāvaiśrava は Mahāvaiśrava (大毘沙門天) の主格ではなく与格 (dat.) 形である。真言・陀羅尼においては、南無毘沙門天 Namovaiśravāya のように与格形がしばしば現れるので、本儀軌の編者は与格を主格と誤ったのである。また devakarāja (天王) は、単に devarāja (天王) とすべきであり、間に挿入されている接尾辞の ka は、合

成語の前分と後分の間では使用しない。
と、文法上の誤りを指摘している。(田中公明「東寺講堂立体曼荼羅の意義―『金光明經』との関係を中心として―」『密教図像』第四十一号、二〇二二年)

また、訳者名の般若斫羯囉 (Prañā-cakura) も、サンスクリット語の音写で、智慧輪と訳せるが、請来者である弘法大師空海(七七四〜八三五)の『御請来目錄』(『弘法大師全集』第一輯)には、「般若輪三蔵」と記されていることから、当該儀軌の訳者は般若輪三蔵と考えられる。智慧輪と般若輪は別人で、更に、当該儀軌の翻訳者は生没年を含み詳細が不明である。

(6) 『多聞天儀軌』について―『北方真言』との関係性―(『佛教文化学会紀要』二二、二〇一四)

(7) 本論でも述べているが、『護法真言』の正式名は『北方毘沙門天王隨軍護法眞(真)言』である。この名称から「護法」に関わる「真言」が、文献の内容中に説かれていると想像する。

しかし、文献の名称で「真言」と記されているにも関わらず、内容中には「呪(或いは陀羅尼)」という記述しか確認できない。文献名と内容が対応していない印象を受ける。

(8) 大正二二、No.一二四八、二二五頁中

(9) 『弘法大師全集』第一輯、八七頁

- (10) 主に道教の思想(要素)が儀軌中に確認できる。特に「結界品」第三中に「閻羅法王・五道將軍・太山府君・司命・司録・怨家債主・冥官業道・行病鬼王」(大正No.二四六、二一九頁下)といった神々の名称。また「東方青帝葉叉(中略)南方赤帝西方白帝北方黑帝中央黄帝等」(大正No.一二四六、二二〇頁上)という五帝について説かれている。
- (11) それぞれの文献に関して、主として取り上げた先行研究は管見の限り確認できない。概要や一部の内容(特に尊容)について、若干取り上げている研究はいくつ確認できるので、記載していく。

『護法真言』についての研究

津田徹英著「滋賀・錦織寺天安堂毘沙門天立像と天台系所伝『北方毘沙門天王隨軍護法真言』」(『平安密教彫刻論』二〇一六年)

『吠室囉末那儀軌』についての研究

田中公明前稿(脚注参照)

松本文三郎「毘跋毘沙門天攷」(『東方學報』京都第十冊第一分、一九三九年)

『兩文献』について言及している研究

長部和雄『唐代密教史雜考』(一九九〇年)

- (12) 『護法真言』のはじめに長文の呪が説かれ、その受持法のひとつとして畫像法が説かれていく(尚、呪は別紙にて取り上げる)。一方の『吠室囉末那儀軌』では、陀羅尼と記されているが、これは儀軌(儀軌の正式名に陀羅尼と記されている)そのものを示しており、『吠室囉末那儀軌』の受持法として畫像法(畫像品)が説かれている。

- (13) 所謂、毘跋毘沙門天と呼称される尊容が説かれている。先にも述べているが、『吠室囉末那儀軌』は空海によつて請来されておき、その理由に関して、田中公明氏は、毘跋型の尊容が説かれた儀軌ということでは請来したのではないかということを描している。

- (14) 牛糞を地に塗りにて、了つて香泥を取り、重ねて塗りにて、五色を以て作すこと三重院を画け。

- (15) 乾かし已つた後、便ち黄土を取りて細く攤き、白檀香末を和し、壇に泥し削刮して鏡面の如くせよ。又香を取り泥を塗りにて薰染せよ、即ち米粉を五色に染めて壇上に画冠し三隔院を作れ。

(16) 根本印と吉祥天女印については、次のように説かれている。

根本印 (大正 No. 一二四八、二二七頁中)

以二手右押左内相叉。豎無名頭相合。二頭指屈如鉤。若迎請時向身招。若撥遣時外撥。念請時結印當心誦七遍。印頂上散。然後取念珠專住念誦

吉祥天女印 (大正 No. 一二四八、二二七頁中)

以二手虚心合掌開二頭指二中指二無名指。未屈如蓮華形。二大指二小指豎合。若念誦當心結印。誦真言七遍頂上散印。この二種の印契については、不空訳『毘沙門天王経』(大正二二、No. 一二四四)中に根本印と吉祥天女身印という印契が次のように説かれている。

根本印 (大正 No. 一二四四、二二六頁中)

以二手右押左内相叉。豎二名指頭相合。屈二頭指如鉤。若迎請時向身招。若發遣時向外撥。念誦時結印當心誦七遍。即頂上散。然後取念珠專住念誦。

吉祥天女身印 (大正 No. 一二四四、二二六頁中)

(17) 『吠室囉末那儀軌』「説天王真言品」中に根本印が説かれている。
根本印 (大正 No. 一二四六、二二二頁下)

以向右手右押左手相叉。豎二無名指頭相合。屈向頭指如鉤。若迎請時向身招。若發遣時向外撥。若念誦時。結印當心誦一七遍已即頂上散然後取念珠。專心誦真言

(18) 毘沙門天の尊容が説かれている経軌類は、管見の限り僅かな印象を受ける。本稿で取り上げている『護法真言』と『吠室囉末那儀軌』以外では、次の二つがあげられる。

○『陀羅尼集経』(大正二八、No. 九〇一、八七九頁)

毘沙門天王像法。其像大小衣服准前(身著種種天衣。嚴飾極令精妙。與身相稱)。左手同前(左手申臂垂下)。執稍拄地。右手屈肘擎於佛塔

○『金剛頂瑜伽護摩儀軌』（大正一八、No.九〇九、九二三頁）

北方毘沙門天。坐二鬼上身著甲冑。左手掌捧塔。右手執寶棒。身金色。二天女持寶華等